



# 序論

## 第1章 計画策定にあたって

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の目的

市民が地元への愛着や誇りを持ち、希望あふれるまちにするためには、本市を取り巻く課題に柔軟に対応できる体系的な計画が必要です。そのため、まちづくりの総合的な指針として第2次御前崎市総合計画を策定するものです。

この、第2次御前崎市総合計画を策定するにあたり、次の点を考慮しました。

#### 1 まちづくりへの積極的な市民参加

第1次総合計画では、自立と市民協働の基本理念のもと推進して来ましたが、市民ニーズも多様化する中で、今までにも増して市民参画を実現する必要があることなどから、これからのまちづくりは行政とともに主権者である市民が積極的に活動できるような環境を構築していく必要があります。しかし、市民における第1次総合計画の認知度は極めて低いことから、総合計画を作成する過程から積極的に市民参画を実現する必要があります。同様に総合計画は、市の10年後を見据えた重要な計画であることから、特定の行政担当者だけが策定に関わるのではなく、市民の参加とともに市役所職員全体で関わっていくことに焦点をあてます。

#### 2 急速な人口減少への対策

現在、わが国における人口並びに財政状況など、国・地方における社会環境は大きく変化しています。これまで右肩上がり増加してきた人口も減少する時代を迎え、日本創生会議の報告書では、将来的に消滅する可能性のある自治体の存在も予測されるなど、歯止めのかからない人口減少が課題となっています。

本市においても国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の試算による平成52（2040）年の人口が2万7,000人程度と急速な人口の減少が予想されるため、人口減少を克服することを計画に盛り込んでいきます。

### 3 地方分権の推進と地方創生の時代

平成 12 年に制定された地方分権一括法により、さらなる地方分権の進展が見込まれ、人口減少対策などを中心に地方自治体が持続可能な計画を作り実行していく時代を迎えています。こうしたなか、第 1 次総合計画に引き続き、第 2 次総合計画においてもこれまで以上に市の特色を生かした将来像を明確に描き、成果を挙げる政策の実行が求められており、成果重視の計画づくりを目指します。

### 4 総合計画の位置づけ

これまで総合計画については、地方自治法第 2 条第 4 項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革のもと、平成 23 年 5 月 2 日「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 35 号）が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。

しかしながら、まちづくりのビジョンである基本構想は、市全体の総意により作られるべきものであり、総合計画は本市の最上位計画として、御前崎市総合計画条例(平成 26 年条例第 16 号)に基づき策定していきます。



